

各私立専修学校設置者 様

静岡県文化・観光部
総合教育局私学振興課長

「私立専修学校設置認可等審査基準」の一部改正に係る留意すべき事項等
について（通知）

このことについては、平成30年8月7日付け総教私第255号により通知したところですが、今回の改正の概要、留意すべき事項は下記のとおりですので、専修学校の設置及び既存の専修学校の管理運営にあつては、適切に行われますよう御留意願います。

記

1 改正の概要

(1) 位置及び環境（第5条関係）

専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）第44条に規定する「教育上及び保健衛生上適切な位置及び環境」の要件を示したこと。

(2) 校舎等

ア 民間施設の借用（第7条第1項関係）

原則として、校舎は、負担付き又は借用を認めないこととしているが、国又は地方公共団体以外からの借用であっても、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合（高等課程を設置する場合を除く。）は、必要な措置（同項第2号）が講じられた上で、認めることとしたこと。

イ 校舎の部分借用（第7条第2項関係）

同一建物内に設置しようとする専修学校以外に設置される施設が、専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、それらが将来的にも担保される見込みがあり、一定の要件（同項第2号から4号）を満たす場合は、建物の部分借用による専修学校の設置を認めることとしたこと。

ウ 校舎の区分所有（第7条第3項関係）

原則として、校舎の区分所有は認めないこととするが、高等課程を設置する場合を除き、教育上支障がないことが確実に認められる場合で、一定の要件を満たす場合は、建物の区分所有による専修学校の設置を認めることとしたこと。

(3) 事業活動収入に占める負債の償還額等の上限（第9条第1項第3号関係）

これまで、借入金に係る年間償還額（元利合計）の合計額は、年間事業活動収入の20%以内としてきたところであるが、民間施設の借用を認めることとした今回の改正に伴い、年間事業活動収入の20%以内の対象経費として、借入金に係る年間償還額（元利合計）の合計額に賃借料を加えることとしたこと。

(4) 既設校の適正な管理運営（第 11 条関係）

専修学校又は学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、又は短期大学）若しくは同法第 134 条に規定する各種学校をすでに設置（以下「既設校」という。）する者が専修学校の新設、課程の新設又は目的変更をしようとする場合は、既設校の運営管理の状況についても、審査の対象としたこと。

(5) 設置認可後における審査基準の遵守（第 14 条関係）

これまで、専修学校の管理運営の健全性の確保の観点から、設置認可後においても、審査基準を遵守して運営されるべきことを指導してきたところであるが、今回の改正に合わせ、改めて規定したこと。

(6) 既設の学校への改正事項の適用（附則関係）

審査基準の改正の施行時において、第 14 条に遵守すべき規定として定める各条項のうち、今回の改正により、既設の専修学校が審査基準の規定に合致しないこととなる場合にあっては、直ちに改善を求めるものではなく、努力義務としたこと。

2 留意すべき事項

(1) 位置及び環境（第 5 条関係）

第 5 条第 1 項第 1 号に規定する「校地の周辺」とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風俗営業法」という。）又は「旅館業法」の対象施設から直線距離で概ね 100 メートルの範囲内を目安とする。ただし、地形等の状況から当該専修学校への影響が及ばないと判断できる場合は、この限りではないこと。

例えば、風俗営業法及び旅館業法の対象施設から当該専修学校までの直線距離が概ね 100 メートル以内であったとしても、歩道橋、橋梁、踏み切り等の施設を利用しないと当該施設に到達できず、結果、実測で 100 メートル以上の距離を移動することとなる場合、この他、両施設が地形、他の施設等によって遮断される場合などが想定されること。

ただし、高等課程の生徒の多くは高等学校生徒に相当する学齢であるため、風俗営業法及び旅館業法の対象施設の周辺への設置を認めないが、高等課程を設置しない専修学校については、旅館業法の対象施設の周辺であっても設置を認めることとする。

なお、本規定は、専修学校設置後において、その周辺に、風俗営業法及び旅館業法の対象施設が設置されることを否定するものではないこと。

(2) 校舎等（第 7 条関係）

ア 特別の事情

第 7 条第 1 項に規定する「特別の事情」とは、専修学校の設置又は移転の原因が設置者の自己都合によらず、公的及び外的な事情により誘因されたものであること。

なお、公的及び外的な事情とは、以下のような公的事情に加え、国や自治体、土地区画整理組合等から専修学校の設置について、個別の招請又は公募の事実があるなど外的働きかけがある場合をいう。

① 国や地方公共団体の人口減少対策の取組に関連したものであること。

当該民間施設が公共性を有する担保として、例えば、自治体の「総合計画」「まち・ひと・しごと総合戦略」「中心市街地活性化基本計画」「都市計画」等において、自治体の施策方針として明記されているなど。

② 土地区画整理事業、都市再開発事業等の一環で建設される民間施設であること。

土地区画整理事業、都市再開発事業等に関連して整備された民間施設を借用する場合にあっては、当該区画整理事業等が都市計画決定されたものであり、区画整理事業等の施行者が定める規程、定款、規準、規約、事業計画等において、専修学校の招請等が明記されているなど。

③ その他、国又は地方公共団体が関与する民間施設であること。

①及び②の事由のほか、国や自治体が、地域振興等の目的により公有財産（土地）を民間事業者へ貸し付け、当該公有地上に建設された民間所有の複合施設に入居（途中入居も含む）する場合など。

イ 教育上支障がないことが確実

第7条第1項に規定する「教育上支障がないことが確実」とは、借用する施設が設置基準の要件を満たし、かつ、借用による校舎の使用が途絶されないことが担保される状態をいう。

なお、校舎の使用が途絶されないための措置として、以下の対応が必要である。

- ・貸主の倒産等による施設閉鎖等の場合にあっては、学校運営を継続できる代替計画を持っていること。
- ・民間からの借用の場合、設置認可申請時において施設に20年以上の賃借権が設定されていること。
- ・教育環境を維持するため、賃貸借契約等で修繕等の行為の裁量を保有していること。

ウ 建物の区分所有又は部分借用

第7条第2項及び同条第3項に基づき、建物の一部を専修学校の校舎として使用する場合は、第2項第1号から第4号までの要件を具備しなければならないこと。なお、第2項第1号に規定する「当該条件が将来的にも担保される見込みであること」とは、将来にわたり貸主が不適切な施設を入居させないことが確実であることが確認できる状況をいう。この他、建物の部分借用の場合にあっては、前記イの措置が必要となること。

同項第3号において、エントランスが共有されているなど建物の構造上、専修学校と併置される他の施設への入口と専修学校の入口が個別に設置できない場合、専修学校への入口は、ゲート等を設置し、同項第4号の規定に基づき、教員及び生徒以外の者の侵入を防止する機械装置の設置等の措置を行うことが必要であること。

また、同項第4号における例として、建物が吹き抜け構造で、各階が回廊状になっている場合は、生徒の転落防止、他の併置施設からの防音措置を行うなど、安全かつ良好な教育環境の確保に努めなければならないこと。

(3) 設置認可等の審査における既設の学校等の管理状況（第11条関係）

ア 第11条第1項第1号に規定する、「既設校の生徒納付金から繰り入れる場合の既設校の維持経営に支障を来さない範囲内」とは、第9条第1項第3号の規定

を踏まえ、当該既設校の年間の事業活動収入の20%以内とすること。なお、この場合にあつては、当該既設校の債務の償還金（元利合計）及び校地等の賃貸料を当該20%相当額から控除し、その残額以内とすること。

イ 第11条第1項第2号に規定する、「当該既設校の設置に関する計画が着実に履行されている」とは、施設整備、学科又はコースの開設、教員配置、その他設置に関する計画に明示された事項が計画どおりに履行されていることをいう。

ウ 第11条第1項第3号に規定する、「既設校の在籍生徒数が収容定員を著しく超過していないこと」とは、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校においては、生徒実員が経常費補助金の算定基準要領等に規定する減算基準において、また、専修学校においては、生徒実員が運営費補助金の算定基準要領に規定する減算調整において、定員超過減算の対象となる超過人数より下回っている状態をいう。

なお、各種学校においては、専修学校の取扱いに準じるものとする。

エ 第11条第1項第4号に規定する、「既設校の在籍生徒数が収容定員を過去5年間にわたり相当程度下回っていないこと」とは、各学校種において、在籍生徒数が総収容定員の0.5倍を下回っていないものであること。

(4) 設置認可後の学校運営（第14条関係）

専修学校の設置認可時においては、審査基準に定める認可に必要な諸条件は満たされることになるが、設置認可後における学校運営に関しても、審査基準の規定を遵守すべきであること。なお、既設校にあつても、第14条に掲げる各条項の規定以外の条項についても遵守すべきであること。

(5) 既設の学校への改正事項の適用（附則関係）

今回の改正によって、第14条に規定する事項に対して、既設の専修学校がこれら規定に合致しないこととなる場合の改善措置に関しては、設置者の努力義務としたところであるが、同条に規定する事項のうち、改正後の第2条、第4条、第7条第1項第1号及び同項第2号並びに同条第4項、第8条、第9条第1項本文並びに同項第1号及び同項第2号並びに同条第2項並びに第10条については、既設の学校であってもこれら規定に合致しないこととなる場合には、それらについては、ただちに改善措置を行う必要があること。

担当 小 中 高 専 修 班
電話 054-221-2065